

令和3年3月25日

令和3年度事業計画

当センターは、「新型コロナウイルス」の今後の感染状況に対応しつつ、今年度も定款第3条に掲げる事業目的である「この法人は、租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関する学術的調査研究、資料情報の収集を行い、それらを広く一般に公表することにより、わが国の申告納税制度の発展進歩及び普及啓蒙に資するとともに、国民の納税義務の適正な実現及び納税道義の増進に寄与することを目的とする。」との民による公益の達成を推進するため、次の事業を行う。

一 公1事業（租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関する学術的調査研究並びにその成果の公表）

I 研究事業

1. 学術的調査研究会等の主宰・運営

租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関連する学術的調査研究を行うため、「共同研究会」及び「租税法事例研究会」を主宰し、運営する。

研究会は、それぞれ法人税・所得税・資産税の部門ごとに時代の要請に応えるテーマあるいは国民の関心が高いテーマを選定し、調査研究を行う。

2. 学術的調査研究の成果公表

「共同研究会」及び「租税法事例研究会」の研究の成果公表については、前者は「日税研論集」として刊行し、後者は、賛助会員には令和2年度版CD-ROMを無償配布するとともに、「税務事例研究」の刊行について検討する。

租税制度等の研究を中心とした、機関誌「税研」は、これまで通り隔月に発刊する。

これらの研究成果については、大学、研究機関、税理士業界、法曹界等へ積極的に発信するとともに、その読者層の拡大を図るため、その一部又は全部についてホームページで公開する。

また、これら刊行物の販売を促進するため、日本税理士協同組合連合会、各地域の税理士協同組合等との一層の連携強化を図る。

3. 海外の租税制度等に関する調査研究

海外の租税制度、税務行政、税理士制度、企業会計及び会社法制等に関する調査研究を進め、当該分野にかかる研究水準の向上を図る。

II 研修事業

1. 一般企業・各種団体の税務・経理担当者、税理士等誰でも受講できる租税ゼミナ

ールを会場集合方式及びオンライン方式にて実施する。

なお、租税ゼミナール運営委員会を設置し、企画・運営をするとともに、受講を勧奨する。

2. 一般企業・各種団体、税理士会等が主催する租税及び会計等に関する研修会（研修事業）へ協力するため、講師の紹介及び派遣等や研究活動への助言・支援等を積極的に行う。

III 表彰事業

「日税研究賞」の実施

日税連との共催により「日税研究賞」を実施し、租税等に関する論文等を公募し、そのうち秀逸と認められる論文等を表彰することにより、租税等に関する研究の奨励及び研究水準の向上を図る。

二 公2事業（租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関する国内外の資料情報の収集並びにその公開）

租税図書室の蔵書の整備・充実を図り、より有効な図書室の活用に努めるとともに、引続き蔵書の管理及び構成等について所要の検討を行う。

また、遠隔地からの利用促進を図るためインターネット・FAXを利用した各種サービスの充実を図り、国内最大級の租税専門図書室としての存在価値を高めるとともに広く一般にその存在の周知を図る。

三 公3事業（国民の納税義務の適正な実現及び納税道義の増進に寄与するための租税に関する法令及び通達等の相談）

税務相談室

日税連との共催により実施している「電話による無料税務相談」について広く一般にPRすると共に、納税者にとって身近で利用しやすい相談窓口となるよう利便性の向上を図る。

また、税務相談票システムを導入し、税務相談に関する資料の自動化を図る。

なお、ホームページで公開中の「相談事例Q&A」については、廃止を含めた掲載のあり方を検討する。

四 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 収益事業

日税連研修部委託に係る「税理士登録時研修用テキスト」（令和3年度版）を作成する。

2. 相互扶助等事業

- (1) 税理士会の開催要望等に基づく「税理士職業賠償責任ゼミ」へ講師を派遣する。
- (2) 「税理士職業賠償責任ゼミ」DVDを作成し、税理士会へ提供する。
- (3) 「日税研通信ゼミ」については、引き続き、利用者の利便性の一層の向上を図り税理士の研修受講の機会提供の拡大とチラシ、インターネットを利用したPRに努める。
- (4) 税理士のより高度な知見の習得を目的とした宿泊型研修を企画・実施する。

五 賛助会員の増強

賛助会員は、当センターの財政的基盤の中核をなすものであることから、日税連、各税理士会、日税協連等のみならず大学、研究機関等との相互協力関係を一層深め、新規会員の加入勧奨を行うとともに既存会員の継続維持に努める。

また、広報委員会を設置し賛助会員の加入勧奨の強化を図る。

六 対外広報活動の展開と情報サービス充実の推進

ホームページをはじめとする各種メディアを通じて、広く一般に当センターの事業活動についての広報活動を展開し、その利用を促進する。

また、ホームページのコンテンツを一層充実させ、利用者が求める情報を得やすい環境を整備し、メールマガジンをはじめとする有益な税務情報の提供（民間情報を含む。）・発信を推進する。

七 日税連、税理士会及びその関連団体等との連携の強化

日税連及びその関連団体等との連携を強化し、積極的に情報交換を行う。特に、日税連が行う調査研究、研修、広報等の事業活動に幅広く協力する。

八 運営体制

1. 効率的な業務執行と経費削減

デジタル化に対応するために、諸規定の見直しを検討する。

また、会員管理システムを改修して効率的な業務執行と経費削減に努め、収支の均衡がとれた公正かつ透明な運営体制を継続する。

2. 事務局体制

事務局職員が公益財団法人としての理念を共有し、諸規則等に則して、自主的かつ自律的に業務を行えるような体制等の確保を図り、定款に掲げる公益目的の遂行に努める。

3. 個人情報等の保護

個人情報保護の観点より、当センターが保有する個人情報について法令及び規定を遵守し、厳正にこれを取り扱う。